

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號四第 卷六十第

行發日一月四年二十正大

## 論叢

納稅義務者としての内藏 . . . . . 法學博士 神戸 正雄  
 價値の類型と個性 . . . . . 法學士 恒藤 恭  
サン・ソンの社會改造哲學及び連帶思想 . . . . . 文學博士 米田庄太郎  
モン派の 基督教文明の發展概論 . . . . . 法學博士 財部 靜治

## 時論

天然資源の國際的開放の原則 . . . . . 法學博士 戸田 海市  
 産業組合中央金庫に就て . . . . . 法學博士 河田 嗣郎

## 說苑

婚姻年齢の統計的研究 . . . . . 經濟學士 岡崎 文規

## 雜錄

失業保險制度の推移 . . . . . 法學士 一戸 二郎  
 生産者及び消費者としての露西亞 . . . . . 經濟學士 藤野 靖  
教授の 世界的貨幣問題とカッセル . . . . . 經濟學士 小川福太郎  
學說の 獨逸高等官の生計費 . . . . . 經濟學士 岡崎 文規  
 マックス・ウェーバーの論文集 . . . . . 法學士 山口正太郎

# 婚姻年齢の統計的研究(二)

岡崎文規

第一、序言。

本號所載

第二、調査材料、調査方法及び調査結果

第三、婚姻年齢の統計的研究。………次號所載

## 第一、序言

ここに謂ふ所の婚姻とは、内縁の類は之を一切除外し、戸籍上に現はれたる婚姻に限るのである。それから、高野博士<sup>1)</sup>の如き、まゝ結婚と離婚との二を合したものを婚姻と稱して居られるけれども、私は婚姻と結婚とを同一意義に解し、離婚は婚姻の中に含ましめないものである。調査の便宜上、戸籍法の規定する所に従つた迄の事であつて、別に深い意味はない。

我國の婚姻年齢の統計資料を見るに、内閣統計局の編纂に係る「日本帝國人口動態統計」はこの方面での最良の資料であるが、それでも尙ほ不十分な點が少なくないのである。即ち内閣統計局編纂の「日本帝國人口動態統計」中にある、婚姻年齢に關する統計は、(イ)夫又は妻の年齢に

1) 高野博士本邦人口の現在及將來第四十六頁(大正五年版)

依り分ちたる婚姻。(ロ)夫妻相互の年齢に依り分ちたる婚姻。(ハ)婚姻當時に於ける夫妻相互の配偶上の身分に依り分ちたる婚姻。(ニ)夫妻各自の年齢及配偶上の身分に依り分ちたる婚姻の四場合が掲げられてゐるのであるが、如何なる點が研究資料として不十分であるかを指摘し、それが爲めに、従來の婚姻年齢に關する統計的研究が如何に制約されてゐるかを併せて記述するこし  
よう。

(イ)夫又は妻の年齢によりて分ちたる婚姻。これは毎歲別の婚姻數を知る爲めには非常に有益であるが、夫又は妻の一方のみに就いて各別的に記述されてゐるので、これでは夫妻相互の關係を知る事が出来ない。例へば二十歳の妻と二十五歳の夫との婚姻數、二十一歳の妻と二十六歳の夫との婚姻數の如き、之を知る事が出来ないのである。

(ロ)夫妻相互の年齢により分ちたる婚姻。これに依ると、夫妻相互の年齢による婚姻數を知り得る事は知り得るのであるが、毎歲別に非ずして、五歲別になつてゐる爲めに、例へば二十歳乃至二十五歳の妻と三十歳乃至三十五歳の夫との婚姻數、二十五歳乃至三十歳の妻と三十五歳乃至四十歳の夫との婚姻數の如く、五歲級に於て夫妻相互の年齢による婚姻數を知り得るのみであつて、毎歲別夫妻相互の年齢による婚姻數は知り得ないのである。それで財部博士の「夫婦婚姻年齢ノ組合セ」<sup>2)</sup>と題する興味深き論說に於ても、「三五乃至四〇歳ナル婦人ハ第一ニ一級年長ナル年齢級(四〇乃至四五歳の意)ノ一男子ト婚姻シ次ニ二級年長ナル年齢級(四五乃至五〇歳の意)并ニ同年級(三五乃至四〇歳の意)ノ一男子ト婚姻スルノ傾向アリ」云々と五歳を以て一年齡級

2) 財部博士：夫婦婚姻年齢組合セ(經濟論叢第一卷第二號)

として論述せられたのは、既述せる如く、毎歳別夫妻相互の年齢による婚姻統計資料なき爲めの、已むを得ざる結果に外ならないのである。更に精密なる研究を行はんとするならば、更に精細なる統計資料を準備しなければならない。

(一)婚姻當時に於ける夫妻相互の配偶上の身分により分ちたる婚姻統計。これは婚姻者總數に就いての統計であつて、年齢別に從つて記述されてゐない。即ち婚姻者總數中、初婚男と初婚女の婚姻數、初婚男と前配偶者と死別せる再婚女との婚姻數の如く、夫妻相互の種々なる配偶關係による婚姻數を掲げてゐるが、之によつては二十五歳の初婚男と二十歳の初婚女との婚姻數、二十五歳の初婚男と二十歳の前配偶者と死別せる再婚女との婚姻數の如く、年齢別による夫妻相互の配偶上の身分により分ちたる婚姻數を知る事が出来ない。

(二)夫妻各自の年齢及び配偶上の身分により分ちたる婚姻統計。これは夫妻各自の年齢を數へてゐるが、五歳別にしかなつてゐないから、毎歳別に就いては之を知る事が出来ないのみならず又その配偶上の身分により分ちたる婚姻數は、夫又は妻の一方に就いて各別的にしか記述されてゐないから、夫妻相互の配偶上身分により分ちたる婚姻數を知る事も出来ないのである。

高野博士は其著「統計學研究」に於て、婚姻の平均年齢に關し、多勞なる論説を記述してゐるが、配偶上の身分により分ちたる婚姻統計資料には、右に述べるが如き種々なる缺陷あるが爲めに、思ひは長く、資料は短しと言つたやうな遺憾な點がないではない。例へば早婚年齢に關する場合にはさ程の支障もなからうが、晩婚年齢に關する研究にあつては、其の資料を初婚者に

關する統計に限るを至當と考へられるのであるが、再婚者をも包括せる總婚姻者に關する統計を以てして居られるが如き、或は夫及び妻の配偶上の身分によれる婚姻平均年齢、少なくとも、通常、婚姻と言ふ場合には、初婚者相互間の婚姻が其の重心であるから、初婚者相互間に於ける兩者の婚姻平均年齢の如きは、いやしくも婚姻年齢の研究である以上、是非共論及されて然る可きであると思するが、斯くの如き統計資料も缺けてゐる爲めに、此の方面の考察も全然看過されてゐる。精細緻密なる日本地圖に、恰も東京市の記入なきが如き遺憾を感ぜないでもない。

婚姻年齢に關する場合のみならず、一切の統計的研究の成果は、統計資料によつて其の進展を制約せられること斯くの如く甚しいのである。婚姻年齢の統計的研究に一段の進展を期待せんとするならば、「日本帝國人口動態統計」に於ける婚姻年齢に關する統計資料の諸不備を補正しなければならぬ。と言つて、近年、一ケ年に五十萬件を突破してゐる處の、婚姻數は、到底、私人の手で如何ともすること能はざる所であつて、從來より一層合目的なる資料の整理に就いては内閣統計局の考慮と盡力とに待つ外はない。そこで、兎も角も私は一地方に於ける、毎歲別夫妻相互の年齢及び相互の配偶上の身分によりて分ちたる婚姻統計表の作成を企てたのである。それは調査範圍に於ては内閣統計局のそれに對比すると、極めて狭小なものであつて、之を以て我國の全般を推さうとするの意思は元よりない。只精細なる點に至つては、内閣統計局の該統計資料に存する諸缺陷を修補し得べしと思する。これ本研究の第一目的である。調査し得たる統計資料に基き婚姻年齢に關する若干の統計的研究を試むるを以て、本研究の第二目的とす。

## 第二、調査資料、調査方法及び調査結果

私の調査資料は左に示すが如き、京都市上京區役所備付の「婚姻票」である。

婚姻票 種類番號第		號		受付	
		日	年月	日	年月
(一) 種別	普通ノ婚姻	大正		年 月 日	
	入夫婚姻	大正		年 月 日	
(二) 婚姻届出ノ日	大正	年		月 日	
	大正	年		月 日	
(三) 婚姻者ノ本籍地	妻	(縣府)	(市郡)	(大町)	(大町)
	夫	(縣府)	(市郡)	(大町)	(大町)
	妻	(縣府)	(市郡)	(大町)	(大町)
	夫	(縣府)	(市郡)	(大町)	(大町)
(四) 婚姻當時ノ所在地	妻	(縣府)	(市郡)	(大町)	(大町)
	夫	(縣府)	(市郡)	(大町)	(大町)
(五) 當事者ノ氏名	妻				
(六) 出生ノ日	年 月 日		年 月 日		
(七) 職業					
(八) 配偶ノ關係	初婚	死別		離婚	
	初婚	死別		離婚	

調査期間は受付日付大正十年一月一日より同年十二月三十一日乃至る満一ヶ年である。従つて婚姻届出の日付は之を全然無視した。

調査範圍に在りては、婚姻當時の所在地は之を考慮の外に措き、婚姻者の本籍地に從ひ、少なくとも、夫又は妻の何れかが、上京區に本籍を有する者の婚姻は全部之を計上することとした。従つて普通の婚姻たること入夫婚姻たること、但しは婚養子婚姻たること其の婚姻種別は敢て問ふ所でない。其の結果、婚姻當時の所在地が上京區であつても、夫妻共に本籍を上京區に有せざる者の婚姻は本調査より洩れてゐる代りに（實は調査すること不可能なのである）婚姻當時の所在地が上京區以外にあつても、少なくとも、夫又は妻の一方が本籍を上京區に有する者の婚姻は本調査に計入されてゐる。即ち本調査は少なくとも夫又は妻の一方が上京區に本籍を有するもの、婚姻に關する調査である。が、夫妻共に本籍を上京區に有し、且つ婚姻當時、上京區に所在してゐた者のみの婚姻に就いての調査ではないから、上京區特有の地方色を知らうとする上には不十分である。文、一般的傾向に近いものを窺知する事が出来る譯である。

調査せる婚姻票數は二千八百八十九枚である。即ち私の調査資料は之と同數の婚姻件數に他ならない。

調査方法は各婚姻票に就き、夫及び妻の年齢に從ひ、双方の配偶關係が初婚なると、再婚（前配偶者と死別及び離別の二つを合して）なるに應じて、異なる記號を用ひ、毎歲別夫妻相互の年齢及び相互の配偶上の身分によりて分ちた婚姻統計表を作成した。

上記の調査方法によつて、上記の調査材料より、私は三箇の統計表を獲た。即ち

(一) 毎歳別夫妻相互の年齢によりて分ちたる婚姻統計

(二) 毎歳別夫妻相互の年齢及び配偶上の身分によりて分ちたる初婚統計

(三) 毎歳別夫妻相互の年齢及び配偶上の身分によりて分ちたる再婚統計

これである。(一)は配偶上の身分に關係なく、總婚姻者の毎歳別相互の年齢によりて分ちたる婚  
姻統計である。(二)及び(三)は毎歳別夫妻相互の年齢によりて分ちたる點は(一)と異なる所なく、  
更に之に加へて、配偶上の身分によりて婚姻を類別したものであつて、(二)は之を細別すると、

(イ) 毎歳別夫妻相互の年齢による總初婚者の婚姻統計

(ロ) 毎歳別夫妻相互の年齢による初婚男と初婚女の婚姻統計

(ハ) 毎歳別夫妻相互の年齢による初婚男と再婚女の婚姻統計

(ニ) 毎歳別夫妻相互の年齢による初婚女と再婚男との婚姻統計

の四となる。(三)は之を細別すると、

(イ) 毎歳別夫妻相互の年齢による總再婚者の婚姻統計

(ロ) 毎歳別夫妻相互の年齢による再婚男と初婚女の婚姻統計

(ハ) 毎歳別夫妻相互の年齢による再婚男と再婚女の婚姻統計

(ニ) 毎歳別夫妻相互の年齢による再婚女と初婚男との婚姻統計

の四となる。左に掲げる三統計表が即ちそれである。



右の諸表によれば、夫の總婚姻數は二、八八九、其の平均婚姻年齢は三二・四七歳であつて、妻の總婚姻數も同様二、八八九、其の平均婚姻年齢は二六・八二である。兩者の平均年齢の差數は夫(五・六五歳)である。また夫の總初婚數は二、三八五、其の平均婚姻年齢は三〇・五四歳であつて、妻の總初婚數は二、五九八、其の平均婚姻年齢は二五・六一歳である。總初婚數に於て妻が夫の場合に超過すること一二三を示してゐるが、これは、後段に於ても明かである如く、妻は夫の場合に比較して、初婚者にして再婚者と婚姻する機會の多きによるものである。普通、初婚者は初婚者と婚姻するを常態とするから、斯くの如く、初婚女に再婚男と婚姻する機會、比較的に多きは、婚姻上に於ける女子の地位、男子よりも不利にあるを語つてゐる。初婚女との初婚男數は二二七〇、其の平均婚姻年齢は三〇・一九歳であつて、初婚男との初婚女數も同様二、二七〇、其の平均婚姻年齢は二五・〇一歳である。兩者の平均年齢の差數は夫(五・一八歳)である。再婚女との初婚男數は一一五、其の平均婚姻年齢は三七・四六歳であつて、初婚男との再婚女數も同様一一五、其の平均婚姻年齢は三六・四二歳である。兩者の平均年齢の差數は男(一・〇四歳)である。再婚男との初婚女數は三二八、其の平均婚姻年齢は二九・八〇、初婚女との再婚男數は同様三二八、其の平均婚姻年齢は三九・三五歳である。兩者の平均年齢の差數は男(九・五五歳)である。再婚女と婚姻せる初婚男數一一五に對し、再婚男と婚姻せる初婚女數三二八であるが如き、亦婚姻上女子の地位の不利なるを語るものであらう。夫の總再婚數は五〇四、其の平均婚姻年齢は四一・五九歳であつて、妻の總再婚數は二九一、其の平均婚姻年齢は三七・六三歳である。死別による解婚率は

男女略ぼ均等であると假定するならば、夫の總再婚數五〇四に對して、妻の總再婚數が僅か二九一であると言ふことは、死別及び離別による女子の解婚者中には再婚せざる者、男子の解婚者中再婚せざる者に比較して多數を占めてゐることを推定し得られる。最後に再婚女との再婚男數は一七六、其の平均婚姻年齡は四五・七七歳であつて、再婚男との再婚女數は同様一七六、其の平均婚姻年齡は三八・四一歳である。兩者の平均年齡の差數は男が七・三六歳である。

朝鮮に於ては、一般に早婚なるのみならず、夫の年齡が妻の年齡より年少なること少なくないけれども、文明國は言ふに及ばず、未開國にありても、夫の年齡は妻より年長なるを普通とする<sup>3)</sup>且つ一社會に於ては、上層階級は下層階級に比較して晩婚である許りでなく、夫妻の年齡の開きは益々大きくなり行く傾向を示してゐるのであるが、本統計表に於ける何れの場合の婚姻組合せを見るも、夫の平均婚姻年齡は常に妻のそれを超えてゐる。最も常態である双方初婚者の場合に於ては男が五・一八歳である。双方初婚者の場合に於て既に五・一八歳の開きがあるのであるから、再婚男と初婚女との場合に九・五五の開きを見せてゐることは見易い所である。之と反對に再婚女と初婚男との場合には、双方初婚者の場合よりも其の開きが小さく、一・〇四歳を示してゐるのも容易に肯く事が出来る。

私は何れの場合に於ても、平均婚姻年齡の算出には算術平均を用いたのであるが、Galton's Method<sup>4)</sup>によつて之を算出する事も出来る。この方法は Francis Galton が其著 Natural Inheritance<sup>5)</sup>に於て大成したものである。其後 Franz Zizek, Arthur L. Bowley<sup>6)</sup> が研究し、我國に於ては財部

3) 山口豊正：朝鮮之研究、第四十二頁—第四十七頁  
4) Westermarck : The History of Human Marriage, p. 517-p.536.  
5) Mayo-Smith : Statistics and Sociology, p. 103-p. 104.  
6) Francis Galton : Natural Inheritance, p. 47.  
7) Franz Zizek : Die statistische Mittelwerte, S. 114-S. 115.  
Arthur L. Bowley : Elements of Statistics, 4 ed, p. 103- p. 104.

博士<sup>8)</sup>が之を紹介せられた。また汐見學士は判任官生活の標本調査<sup>9)</sup>及び京都市小學校教員生計調査<sup>10)</sup>に於て、此の方法を應用してゐられる。私は是を人口統計に應用して六分位を算出し、其の中位數に依つて平均婚姻年齢を知ると同時に、此の方法の特色である個體の分布も併せて明らかにして置き度いのである。後段に於て、婚姻年齢の統計的研究を試むる場合に必要であるからである。

私は双方初婚者の場合に於ける、夫及び妻の年齢に就いて此の方法を應用したのであるが、例を夫の場合に採つて、説明する。先づ夫の年齢を順次に配列し、當該年齢に於ける婚姻者數を調べる。次に當該年齢以上に於ける婚姻者數を調べる。以上の數字を基礎として圖表を作るのである。第一圖表に示せる如く、横軸に獨立變數たる夫の年齢を敷へ、縦軸に従屬變數たる當該年齢以上に於ける婚姻者を取り、坐標を連結して曲線を作る。次に縦軸を六等分して横軸に平行線を引き、其の平行線と曲線との交點五點より横軸に垂線を下す、かくて得たる横軸線上の五つの交點が即ち六分位數である。其の五點の中央のものを中位數と名付け、全體の平均婚姻年齢を示してゐるのである。これによる中位數は二十九歳であつて、算術平均による三十歳に對して一年の deviation が生じてゐる。是と同一の方法を繰り返して、妻の平均婚姻年齢二十四歳を獲た算術平均による二十五歳に對して、この場合も一年の deviation が生じてゐる。

夫の初婚女數	當該年齢以上の其の初婚男數	六分位數	夫の初婚女數	當該年齢以上の其の初婚男數	妻の初婚男數	當該年齢以上の其の初婚女數	六分位數	妻の初婚男數	當該年齢以上の其の初婚女數
十八	二	1,140	四十二	三	一三	十六	五	1,140	四十七
									10
									全

8) 財部博士：社會統計論綱第三百二十九頁第三百三十頁

9) 汐見學士：判任官生活の實狀(經濟論叢第十卷第一號、第二百二十四頁第百三十四頁)

10) 汐見學士：京都市小學校教員生計調査(經濟論叢第十二卷第一號第百六十一頁一第百六十六頁)



第一圖表

說苑 婚姻年齡の統計的研究(一)

第十六卷 (第四號) 二〇七〇—七〇二



















